

名古屋市立学校設置条例等の一部改正について

小学校 2 校を統合する等のため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）等の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和 5 年 2 月 10 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

記

1 改正理由・内容

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日から高坂小学校及びしまだ小学校を統合してたかしま小学校を設置し、規則で定める日から同校の位置を変更します。
- (2) 令和 5 年 4 月 1 日から特別支援学校全校の名称を変更します。
- (3) 令和 5 年 4 月 1 日から比良西幼稚園を廃止します。

2 高坂小学校及びしまだ小学校の統合について

(1) 目的

天白区の高坂小学校及びしまだ小学校については、ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画に基づき、統合に向けた取り組みを進めてきました。

「高坂小学校としまだ小学校の統合による新しい学校づくり懇談会」を経て校名案をたかしま小学校と選定したことから、現在のしまだ小学校の敷地内に新校舎を建設します。工事の期間中は、たかしま小学校を現在の高坂小学校の位置に設置し、新校舎の建設工事が完了した後、現在のしまだ小学校の位置に変更します。

(2) 施行期日

たかしま小学校の設置は、令和 6 年 4 月 1 日

たかしま小学校の位置の変更は、規則で定める日

3 特別支援学校全校の名称の変更について

(1) 目的

新たな特別支援学校（若宮高等特別支援学校）の開設を見据え、本市立の特別支援学校全校の名称を「養護学校」から「特別支援学校」に変更するため、当該箇所を改正します。

(2) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(3) その他

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第28号）の一部改正を併せて行います。

4 比良西幼稚園の廃止について

(1) 目的

平成28年 8 月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」を策定し、幼児人口の減少に対応するため園の再編を行うこととしました。

当該幼稚園は、他の市立幼稚園が近接して配置されていることや、定員に対する充足率が低いことなどを総合的に勘案し、廃止するものです。

(2) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

5 条例案

別紙のとおり

（総務部総務課）

令和5年第 号議案

名古屋市立学校設置条例等の一部改正について

名古屋市立学校設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(名古屋市立学校設置条例の一部改正)

第1条 名古屋市立学校設置条例(昭和37年名古屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立野並小学校	名古屋市天白区野並一丁目60番地	を
	名古屋市立高坂小学校	名古屋市天白区高坂町89番地	」
「	名古屋市立野並小学校	名古屋市天白区野並一丁目60番地	」に、
「	名古屋市立しまだ小学校	名古屋市天白区御前場町351番地	」を
「	名古屋市立たかしま小学校	名古屋市天白区高坂町89番地	」に

改める。

別表特別支援学校の表中

名古屋市立西養護学校	名古屋市中川区小本一丁目19番38号	を
名古屋市立南養護学校	名古屋市熱田区三本松町23番26号	
名古屋市立南養護学校分校	名古屋市南区中割町2丁目10番地	
名古屋市立天白養護学校	名古屋市天白区植田山二丁目101番地	
名古屋市立守山養護学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	

名古屋市立西特別支援学校	名古屋市中川区小本一丁目19番38号	に
名古屋市立南特別支援学校	名古屋市熱田区三本松町23番26号	
名古屋市立南特別支援学校分校	名古屋市南区中割町2丁目10番地	
名古屋市立天白特別支援学校	名古屋市天白区植田山二丁目101番地	
名古屋市立守山特別支援学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	

改める。

別表幼稚園の表中

名古屋市立おりべ幼稚園	名古屋市北区織部町1番地の9	を
名古屋市立比良西幼稚園	名古屋市西区清里町39番地	
名古屋市立おりべ幼稚園	名古屋市北区織部町1番地の9	に

改める。

第2条 名古屋市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

名古屋市立たかしま小学校	名古屋市天白区高坂町89番地	を
名古屋市立たかしま小学校	名古屋市天白区御前場町351番地	に

改める。

(名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表特別支援学校の表の改正規定中

「 | 名古屋市立守山養護学校 | 名古屋市守山区小幡一丁目14番 6 号 | 」を

「 | 名古屋市立守山養護学校 | 名古屋市守山区小幡一丁目14番 6 号 |
| 名古屋市立若宮高等特別支 | 名古屋市天白区古川町76番地 |
援学校 | 」

を

「 | 名古屋市立守山特別支援学 | 名古屋市守山区小幡一丁目14番 6 号 | 」を
校

「 | 名古屋市立守山特別支援学 | 名古屋市守山区小幡一丁目14番 6 号 |
校 |
| 名古屋市立若宮高等特別支 | 名古屋市天白区古川町76番地 |
援学校 | 」

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中別表小学校
の表の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から
施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校 2 校を統合する等の必要があるによる。